



アルバイトやパート等でお勤めの被扶養者の方へ

給与収入が月額108,334円以上ある場合、ご注意ください！

3か月の平均給与収入が月額108,334円（認定限度額である年額130万円を12月で割った額）を超えた場合、1年間の収入が130万円未満（※1）であっても、取消となりますのでご注意ください。

給与収入（※2）が3ヵ月連続で月額108,334円以上であった場合

最初に月額108,334円以上となった月の初日で取消となります。

【例】4、5、6月の給与収入が3ヵ月連続で月額108,334円以上の場合 ⇒ 4月1日で取消

給与収入（※2）が3ヵ月平均で月額108,334円以上であった場合

3ヵ月平均で月額108,334円以上となった月の翌月初日で取消となります。

【例】4、5、6月の給与収入が3ヵ月平均で月額108,334円以上の場合 ⇒ 7月1日で取消

（※1）60歳以上または障害年金受給者の場合は年額180万円未満（月額150,000円）。

（※2）賞与が発生する場合、1年間（賞与が支給される年）の賞与の合計額を月で按分します。

「年収の壁・支援強化パッケージ」における被扶養者認定の取扱い

国の政策として令和5年10月20日付けで「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定したことにより、人手不足等の理由から**一時的に業務量が増加した場合**について、**収入が認定限度額である年間130万円（※3）を超える場合、または連続する3か月の平均額が月額108,334円を超える場合においても事業主の証明書をご提出いただくことで引き続き被扶養者となること**ができることとなりました。

必要書類

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書（該当者ひとりにつき、連続2回（年単位）までが上限となります。）

注意点

パッケージの取扱いについては「一時的な収入変動」に限るものとなるため、基本給の増加等により**今後も引き続き収入が増加することが確実な場合は認められません。**

（※3）60歳以上または障害年金受給者の場合は年額180万円（月額150,000円）。

あくまでも“一時的な業務量の増加”であることが前提で、雇用契約などに基づき、**共済組合で判断を行います。**



パッケージの内容について、詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。



年収の壁・支援強化パッケージ

ご不明な点がございましたら、勤務先の共済担当課または共済組合保健課（TEL 076-263-3367）までお問い合わせください。